

四半期報告書

(第106期第3四半期)

自 平成30年6月1日

至 平成30年8月31日

キューピー株式会社

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- | | |
|---------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 1 |

第2 事業の状況

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 事業等のリスク | 2 |
| 2 経営上の重要な契約等 | 2 |
| 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 2 |

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 株式の総数等 | 7 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 7 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 7 |
| (4) ライツプランの内容 | 7 |
| (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 7 |
| (6) 大株主の状況 | 7 |
| (7) 議決権の状況 | 8 |

- | | |
|---------|---|
| 2 役員の状況 | 8 |
|---------|---|

第4 経理の状況 9

1 四半期連結財務諸表

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 10 |
| (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 | 12 |
| 四半期連結損益計算書 | 12 |
| 四半期連結包括利益計算書 | 13 |

- | | |
|-------|----|
| 2 その他 | 19 |
|-------|----|

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年10月15日
【四半期会計期間】	第106期第3四半期（自 平成30年6月1日 至 平成30年8月31日）
【会社名】	キューピー株式会社
【英訳名】	Kewpie Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 長南 収
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
【電話番号】	(03) 3486-3331
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営推進本部長 篠原 真人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
【電話番号】	(03) 3486-3331
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営推進本部長 篠原 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第105期 第3四半期連結 累計期間	第106期 第3四半期連結 累計期間	第105期
会計期間	自平成28年12月1日 至平成29年8月31日	自平成29年12月1日 至平成30年8月31日	自平成28年12月1日 至平成29年11月30日
売上高 (百万円)	421,013	433,446	561,688
経常利益 (百万円)	25,264	27,363	32,511
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (百万円)	14,343	14,689	18,099
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	23,404	16,509	33,897
純資産額 (百万円)	262,934	273,568	263,432
総資産額 (百万円)	418,904	435,604	419,207
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	95.46	99.90	121.05
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	54.2	53.9	54.0

回次	第105期 第3四半期連結 会計期間	第106期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成29年6月1日 至平成29年8月31日	自平成30年6月1日 至平成30年8月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	41.65	38.21

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含めておりません。
3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績

◇ 当社グループ（当社および連結子会社）の状況

平成28年度からの3年間を対象とする中期経営計画では、グループの新たな挑戦で飛躍的成長を実現させるべく、「ユニークさの発揮と創造」を軸にした4つの経営方針（経営基盤の強化、コスト競争力の強化、付加価値の創造、新領域への挑戦）にグループが連携して取り組み、企業価値の一層の向上に努めています。

・売上高

国内の鶏卵相場の下落の影響を受けましたが、中食市場向けのカット野菜や惣菜が好調に推移したことにより、4,334億46百万円と前年同期に比べ124億33百万円（3.0%）の増収となりました。

・利益

労務費などのコスト増加の影響を受けましたが、米国の乾燥卵相場の上昇や付加価値品の伸張などが進み、営業利益は261億19百万円と前年同期に比べ17億29百万円（7.1%）、経常利益は273億63百万円と前年同期に比べ20億99百万円（8.3%）、親会社株主に帰属する四半期純利益は146億89百万円と前年同期に比べ3億46百万円（2.4%）の増益となりました。

◇ セグメント別の状況

[売上高の内訳]

(単位：百万円)

	前第3四半期 (自平成28年12月1日 至平成29年8月31日)	当第3四半期 (自平成29年12月1日 至平成30年8月31日)	増減(金額)	増減(比率)
調味料	113,246	116,188	2,942	2.6%
タマゴ	74,695	74,503	△192	△0.3%
サラダ・惣菜	86,662	92,919	6,257	7.2%
加工食品	35,244	35,618	374	1.1%
ファインケミカル	7,806	7,429	△377	△4.8%
物流システム	97,699	102,635	4,936	5.1%
共通	5,658	4,152	△1,506	△26.6%
合計	421,013	433,446	12,433	3.0%

[営業利益の内訳]

(単位：百万円)

	前第3四半期 (自平成28年12月1日 至平成29年8月31日)	当第3四半期 (自平成29年12月1日 至平成30年8月31日)	増減(金額)	増減(比率)
調味料	11,922	11,507	△415	△3.5%
タマゴ	3,316	4,714	1,398	42.2%
サラダ・惣菜	2,913	3,395	482	16.5%
加工食品	553	762	209	37.8%
ファインケミカル	551	761	210	38.1%
物流システム	4,477	4,360	△117	△2.6%
共通	654	618	△36	△5.5%
合計	24,390	26,119	1,729	7.1%

調味料

- ・海外でのマヨネーズ・ドレッシングが好調に推移し増収
- ・野菜価格高騰の影響による国内売上の伸び悩み、減価償却費の増加などにより減益

タマゴ

- ・国内の鶏卵相場下落の影響により減収
- ・米国の復調に加え、国内の付加価値品の伸張などにより増益

サラダ・惣菜

- ・取扱い店舗の拡大などによるカット野菜の伸張、新たな販路への展開が進み増収
- ・新たな販路への展開やコスト改善が進展し増益

加工食品

- ・まるごと果実やパスタソース、北海道コーンなどの伸張により増収
- ・不採算商品の見直しや増収効果により増益

ファインケミカル

- ・医薬用EPAの減少が影響し減収
- ・海外向けを中心に機能性ヒアルロン酸が伸張し増益

物流システム

- ・既存顧客の受託エリア拡大や連結子会社の増加により増収
- ・保管・運送の合理化は進展したが、燃料や車両の調達コストの増加により減益

共通

- ・食品メーカー向け製造機械の販売減少により減収減益

(2) 財政状態

- ・総資産は、4,356億4百万円と前連結会計年度末に比べ163億97百万円増加
主に現金及び預金、受取手形及び売掛金、建設仮勘定の増加による
- ・負債は、1,620億35百万円と前連結会計年度末に比べ62億60百万円増加
主に未払法人税等、賞与引当金、その他の引当金の増加による
- ・純資産は、2,735億68百万円と前連結会計年度末に比べ101億36百万円増加
主に利益剰余金、非支配株主持分の増加による

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびにお客様や従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、係る買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様からの判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主をはじめと

する各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、係る買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方を、以下「本基本方針」といいます。

(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取り組み

① 当社の本基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取り組みとして、以下の取り組みを実施しております。

(ア) グループ中期経営計画の策定

当社グループは、企業価値をより高めるために平成28年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、「ユニークさの発揮と創造」を軸にした4つの経営方針（経営基盤の強化、コスト競争力の強化、付加価値の創造、新領域への挑戦）を定め、グループの新たな挑戦で飛躍的な成長を実現させてまいります。

当中期経営計画を実現するためには、これらの経営方針を軸に、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えております。

(イ) コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の1つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。また、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役3名を含む監査役5名の体制をとっております。

② 上記(2) ①の取り組みについての当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2) ① (ア) および (イ) の取り組みは、いずれも、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させ、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、係る取り組みは、当社グループの価値を向上させるものであることから、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

(3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策））

① 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）による取り組み

当社は、平成29年1月25日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成29年2月24日開催の当社第104回定時株主総会の承認を停止条件として、大量買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を継続して採用することを決定し、第104回定時株主総会において本対応方針を継続して採用することが承認されました。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

(ア) 対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とします。

(イ) 大量買付ルールの内容

当社は、①大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②原則として60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日（その他の大量買付行為の場合）が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続きの要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として経過した後にはのみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、③独立委員会を設置するとともに、株主の皆様を尊重する見地から、必要に応じて④株主意思の確認手続きを行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。また、当社株主の皆様を尊重する場合には、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとし、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

(ウ) 大量買付行為がなされた場合の対応方針

a. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もっとも、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。

b. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

c. 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当てその他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権無償割当てを選択する場合には、大量買付者等に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の条件として定めます。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

d. 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができるものとします。

(エ) 株主・投資家に与える影響等

a. 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

b. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動に係る大量買付者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

c. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを経済委員会に諮問した場合には、当社が公告する新株予約権無償割当てに係る割当基準日において当社の株主名簿に記録された株主に対し、新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

(オ) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成32年2月29日までに開催される第107回定時株主総会の終結の時までとします。

② 上記(3) ①の取り組みについての当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(ア) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会が当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

(イ) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記(1)「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としております。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様の本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

(ウ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の本判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の本承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。さらに、必要に応じて、株主の皆様の本意思を尊重するため、株主意思の確認手続きを行うことができるとしてあります。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んであります。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、27億78百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(注) 「第2 事業の状況」における文章中の金額には、消費税等は含めておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年10月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	150,000,000	150,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	・権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	150,000,000	150,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年6月1日 ～ 平成30年8月31日	—	150,000	—	24,104	—	29,418

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成30年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式（自己保有株式） 2,956,200	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 146,928,500	1,469,285	同上
単元未満株式	普通株式 115,300	—	同上
発行済株式総数	150,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,469,285	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,710株（議決権の数37個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） キューピー(株)	東京都渋谷区渋谷 1-4-13	2,956,200	—	2,956,200	1.97
計	—	2,956,200	—	2,956,200	1.97

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年6月1日から平成30年8月31日まで）および第3四半期連結累計期間（平成29年12月1日から平成30年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,618	32,245
受取手形及び売掛金	78,212	84,226
有価証券	12,000	9,500
商品及び製品	16,355	17,130
仕掛品	972	1,292
原材料及び貯蔵品	11,377	11,698
その他	8,016	10,712
貸倒引当金	△222	△273
流動資産合計	156,332	166,532
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	185,446	186,620
減価償却累計額	△104,416	△107,330
建物及び構築物（純額）	81,030	79,290
機械装置及び運搬具	170,766	173,837
減価償却累計額	△121,373	△123,332
機械装置及び運搬具（純額）	49,393	50,505
土地	49,820	50,855
建設仮勘定	4,571	11,356
その他	25,437	26,876
減価償却累計額	△15,505	△17,087
その他（純額）	9,931	9,788
有形固定資産合計	194,746	201,796
無形固定資産		
のれん	3,778	3,362
その他	4,580	4,707
無形固定資産合計	8,359	8,070
投資その他の資産		
投資有価証券	34,495	31,998
退職給付に係る資産	12,630	13,893
その他	12,825	13,498
貸倒引当金	△182	△184
投資その他の資産合計	59,769	59,205
固定資産合計	262,875	269,071
資産合計	419,207	435,604

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	48,008	49,185
短期借入金	8,037	8,429
1年内償還予定の社債	—	10,000
未払法人税等	4,005	5,729
賞与引当金	1,831	5,284
その他の引当金	1,023	2,834
その他	27,791	24,322
流動負債合計	90,697	105,787
固定負債		
社債	10,000	—
長期借入金	35,947	37,209
退職給付に係る負債	3,147	3,151
資産除去債務	1,120	1,121
その他	14,861	14,766
固定負債合計	65,077	56,248
負債合計	155,775	162,035
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,104	24,104
資本剰余金	29,425	29,425
利益剰余金	170,583	179,772
自己株式	△6,603	△6,606
株主資本合計	217,509	226,694
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,429	12,398
繰延ヘッジ損益	△3	△23
為替換算調整勘定	△1,141	△1,909
退職給付に係る調整累計額	△3,354	△2,463
その他の包括利益累計額合計	8,929	8,002
非支配株主持分	36,992	38,870
純資産合計	263,432	273,568
負債純資産合計	419,207	435,604

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年12月1日 至平成29年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年12月1日 至平成30年8月31日)
売上高	421,013	433,446
売上原価	323,789	332,304
売上総利益	97,223	101,142
販売費及び一般管理費	72,833	75,023
営業利益	24,390	26,119
営業外収益		
受取利息	52	59
受取配当金	472	470
持分法による投資利益	64	113
その他	949	1,125
営業外収益合計	1,539	1,768
営業外費用		
支払利息	267	260
開業費	137	0
その他	260	262
営業外費用合計	665	523
経常利益	25,264	27,363
特別利益		
投資有価証券売却益	1,134	425
固定資産売却益	62	79
その他	63	—
特別利益合計	1,260	504
特別損失		
固定資産除却損	820	844
減損損失	222	219
退職給付制度終了損	659	—
その他	81	554
特別損失合計	1,784	1,619
税金等調整前四半期純利益	24,740	26,249
法人税等	7,732	8,700
四半期純利益	17,008	17,549
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,664	2,859
親会社株主に帰属する四半期純利益	14,343	14,689

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年12月1日 至 平成29年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年12月1日 至 平成30年8月31日)
四半期純利益	17,008	17,549
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,463	△1,103
繰延ヘッジ損益	△104	△16
為替換算調整勘定	2,788	△898
退職給付に係る調整額	1,248	978
その他の包括利益合計	6,395	△1,039
四半期包括利益	23,404	16,509
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	20,219	13,762
非支配株主に係る四半期包括利益	3,184	2,747

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、丘比（中国）有限公司、広州丘比食品有限公司は新規設立のため、前連結会計年度まで非連結子会社であった株式会社久松運輸は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。なお、丘比（中国）有限公司は当社の特定子会社に該当しております。

当第3四半期連結会計期間において、Kewpie Philippines, Inc. は新規設立のため、連結の範囲に含めております。また、光和デリカ株式会社は株式譲渡のため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

次の会社および従業員の金融機関からの借入金等に対して連帯保証をしております。

保証債務

	前連結会計年度 (平成29年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年8月31日)
従業員（借入債務）	306百万円	279百万円
エイ・ケイ・フランチャイズシステム 株式会社（借入債務）	40	45
上海丘寿儲運有限公司 (契約義務履行に対する債務保証)	35	—
計	382	324

(注) エイ・ケイ・フランチャイズシステム株式会社の金額は、再保証を行っているため、再保証額を記載していません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年12月1日 至 平成29年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年12月1日 至 平成30年8月31日)
減価償却費	12,351百万円	13,516百万円
のれんの償却額	319	387

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自平成28年12月1日至平成29年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年1月25日 取締役会	普通株式	2,918	19.50	平成28年11月30日	平成29年2月3日	利益剰余金
平成29年6月26日 取締役会	普通株式	2,720	18.00	平成29年5月31日	平成29年8月7日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自平成29年12月1日至平成30年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年1月23日 取締役会	普通株式	2,720	18.50	平成29年11月30日	平成30年2月6日	利益剰余金
平成30年6月25日 取締役会	普通株式	2,793	19.00	平成30年5月31日	平成30年8月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成28年12月1日至平成29年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	調味料	タマゴ	サラダ・惣菜	加工食品	ファインケミカル	物流システム	共通	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額(注)
売上高										
外部顧客への売上高	113,246	74,695	86,662	35,244	7,806	97,699	5,658	421,013	—	421,013
セグメント間の内部売上高又は振替高	5,443	4,521	160	1,572	269	20,954	8,630	41,552	△41,552	—
計	118,690	79,216	86,823	36,817	8,075	118,654	14,288	462,566	△41,552	421,013
セグメント利益	11,922	3,316	2,913	553	551	4,477	654	24,390	—	24,390

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成29年12月1日至平成30年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	調味料	タマゴ	サラダ・惣菜	加工食品	ファインケミカル	物流システム	共通	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額(注)
売上高										
外部顧客への売上高	116,188	74,503	92,919	35,618	7,429	102,635	4,152	433,446	—	433,446
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,950	3,290	81	1,518	231	23,234	8,893	41,201	△41,201	—
計	120,138	77,794	93,001	37,137	7,661	125,869	13,045	474,648	△41,201	433,446
セグメント利益	11,507	4,714	3,395	762	761	4,360	618	26,119	—	26,119

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結累計期間において、「タマゴ」で減損損失を219百万円計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年12月1日 至 平成29年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年12月1日 至 平成30年8月31日)
1 株当たり四半期純利益 (円)	95.46	99.90
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	14,343	14,689
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (百万円)	14,343	14,689
普通株式の期中平均株式数 (千株)	150,265	147,043

(注) 「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

I. 事業分離

当社は、平成30年6月25日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社グルメリカのコンビニエンスストア向けのお弁当、おにぎり、惣菜等の製造および販売事業（ただし、草加工場に係る製造および販売事業ならびに本社の冷凍商品本部および営業本部外販営業開発部に係る事業は除く。以下、「本事業」）を新設分割により新設会社に承継（以下、「本会社分割」）させることを決議し、平成30年8月3日に三菱商事株式会社と株式譲渡契約を締結いたしました。また、当該新設会社の株式のうち80%を当社から三菱商事株式会社へ平成30年10月1日に譲渡いたしました。

なお、平成30年10月1日付で、分割会社である株式会社グルメリカが株式会社草加デリカに商号変更し、株式会社グルメリカは新設会社の商号となります（以下、「(新)株式会社グルメリカ」）。

1. 事業分離の概要

(1) 会社分割による事業分離先企業の名称及び株式譲渡先企業の名称

① 会社分割による事業分離先企業の名称

(新)株式会社グルメリカ

② 株式譲渡先企業の名称

三菱商事株式会社

(2) 分離した事業の内容

事業の内容 コンビニエンスストア向けのお弁当、おにぎり、惣菜等の製造および販売事業

(3) 事業分離を行った主な理由

本事業に係るお客様のニーズが多様化する中、付加価値の高いサービスを提供し続けるには、調達・生産・販売の一貫した経営管理が必要と考え、三菱商事株式会社の株式取得の意向に応えることで本事業の更なる強化につなげることができると判断いたしました。

また、当社にとっては、経営資源の集約を図ることで株主価値の最大化につながるものと判断し、本会社分割および新設会社株式の譲渡を実施することといたしました。

(4) 会社分割日及び株式譲渡日

平成30年10月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

会社分割 株式会社グルメリカを分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割

株式譲渡 受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

本件株式譲渡により、(新)株式会社グルメリカに対する当社の持分比率が100%から20%となったため、同社は持分法適用関連会社へ異動しております。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

現在、算定中であります。

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

現在、算定中であります。

(3) 会計処理

移転した本事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる現金等の財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として算定中であります。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

サラダ・惣菜事業

4. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 約24,000百万円

営業利益 約700百万円

II. 自己株式の取得

当社は、平成30年10月2日開催の取締役会において、会社法第459条第1項および当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得およびその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および株主に対する一層の利益還元

(2) 自己株式取得の方法

公開買付け

(3) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- | | |
|-------------|---|
| ① 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式の総数 | 4,400,100株（上限）
（発行済株式総数に対する割合 2.93%） |
| ③ 取得価額の総額 | 10,177,431,300円（上限） |
| ④ 取得期間 | 平成30年10月3日～平成30年11月30日 |

(4) 自己株式の公開買付けの概要

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 買付け予定数 | 4,400,000株 |
| ② 買付け等の価格 | 1株につき 金2,313円 |
| ③ 買付け等の期間 | 平成30年10月3日～平成30年10月31日 |
| ④ 公開買付開始公告日 | 平成30年10月3日 |
| ⑤ 決済の開始日 | 平成30年11月22日 |

2 【その他】

平成30年6月25日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- | | |
|-----------------|------------|
| ① 中間配当による配当金の総額 | 2,793百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 19円00銭 |
| ③ 基準日 | 平成30年5月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成30年8月6日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年10月15日

キューピー株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 修 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐久間 佳之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 美由樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキューピー株式会社の平成29年12月1日から平成30年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年6月1日から平成30年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年12月1日から平成30年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社の平成30年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。